

学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(2021.11.22 Ver.7)を踏まえた本校の感染防止対策ガイドライン

2022/1/14 横手清陵学院中学校・高等学校

国が示す新型コロナウィルスの感染レベルを踏まえながら、標記マニュアル及び令和2年5月28日付け教保288の通知等に従って本校の感染防止対策ガイドラインを設定する。なお、本ガイドラインは生徒の安全確保と学習権の保証の両面について、現時点で最大限配慮した内容であり、新たな国や県の指針が示された場合、隨時見直しを図るものとする。

国が示す新型コロナウィルスの感染レベル

レベル3 生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域）

レベル2 生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

レベル1 生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

ただし、上記の感染レベルは、状況に応じて各地域で判断・宣言されるものであり、地域外からは確認しにくい状況であることから、このガイドラインにおける判断基準を次のように定義する。

本校が設定する判断基準

レベル3 ほぼ毎日感染者が出現している地域（※）

レベル2 レベル3にはあたらないが、2週間以内に感染者が出現している地域（※）

レベル1 2週間以上感染者が出現していない地域（※）

※「地域」とは、県内および隣接県（青森県、岩手県、山形県）においては市町村、それ以外は都道府県を指す。

1 生徒への指導

1) 啓発活動

- ・保健や理科の授業、S H R や L H R 、集会等を利用し、各クラス、学年単位で新型コロナウィルスや感染症対策、感染予防ガイドライン等に関する指導を隨時行う。
- ・ウィルス感染状況や感染対策の知識等を掲載した「保健室だより」を定期的に発行する。

2) 登校前の確認

- ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを常時携行させる。
- ・毎朝、必ず検温してから登校させる。なお、熱がある場合は無理に登校させず、熱が下がるまで自宅待機を促す。（「出席停止」扱いとする。）

3) 学校生活全般についての指導

① 感染防止

- ・マスクは感染予防のほか、不安軽減の意味もあることを理解し、授業中や休み時間でも着用する。ただし、昼食や給食、体育の時間はその限りでない。また、気温が高く、熱中症の危険性が高いと判断される日も、マスクを着用しないこととするが、その場合はこまめに水分補給をするなど熱中症対策に気を配るとともに、マスク着用時よりも会話の距離を離し、手洗い、うがいを徹底するなど、新型コロナウィルス感染防止に念入りな対応を心がける。
- ・手洗い、うがい、咳エチケット、消毒を常に心がける。
- ・使用済みのマスクや鼻をかんだティッシュは分別用の袋に入れる。
- ・昼食時はマスクができないため、席を向かい合わせにしない。
- ・トイレの便座を利用する場合は、トイレットペーパーに消毒液を染み込ませ、便座をふいてから座るようにする。
- ・各自で持ち物の管理を徹底し、むやみに他人の物を触ったり、貸し借りをしたりしない。

② 3密回避

- ・他者との直接接触や顔を近づけての会話、大声での会話をしない。
- ・昇降口で密集を避けるため、人が多いようであれば無理に割り込まない。特に登校時は、それによって遅刻しないよう、早めに登校することを心がける。
- ・休み時間は教室の窓を開け、必ず換気する。
- ・休み時間のトイレや手洗い場の密集を避けるため、人の多い場所には無理に割り込もうとせず、間隔を空けて並んで利用する。それによって授業に遅れた場合は遅刻扱いとしない。

③ マナー・モラル

- ・上下校時に公共交通機関を利用する場合は、車内が高温の場合を除き必ずマスクを着用する。また、密集や大声での会話を避け咳エチケットに心がけるなど、他者に最大限の配慮をする。
- ・ウィルス感染のデマ情報に惑わされたり、SNS に誹謗中傷の書き込みをしたりしない。

2 授業を行う上でのルール

1) 授業全般について

- ・生徒の学習権の保証を最大限考慮した上で、可能な限り3密を避けるよう工夫する。
- ・授業を実施する場所の換気は常時行う。それができない場合でも1時間に1～2回程度は行う。
- ・グループ活動や共通の器具を使った活動、合唱や運動などの活動を行った際は、終了後の手洗い、うがいを徹底させる。
- ・生徒が共用する器具等は、消毒を徹底する。

2) 教室での通常授業

- ・できるだけ座席の間隔をとる。
- ・ペアワークやグループ活動は、廊下や共通教室を利用することも視野に入れ、相手との距離や声の大きさ、時間などに留意した上で、可能な限り実施する。
- ・教師が机間指導をする際は、生徒に近づきすぎたり接触したりしないよう注意する。

3) 理科や工業における実験・実習

- ・個人で作業ができるよう工夫し、グループ活動を行う場合は各グループの人数を極力少なくて、窓は常に開放するなど工夫して、可能な限り実施する。

4) 音楽における合唱や楽器演奏

- ・合唱は、体育館や清陵ホールなどの広い場所で行うことも視野に入れ、音楽室で実施する場合は、必ず窓を開放し、生徒間の前後、左右の距離を十分にとり、人数が多い場合は2班に分けて実施するなど工夫する。
- ・リコーダーは当面使用しない。使用する場合は、他の生徒と絶対に貸し借りさせない。また、演奏する場合は、できるだけ人のいない方向に吹くような工夫をする。

5) 美術における創作活動

- 創作活動は基本的に個人で行うものとし、共同創作は当面の間実施しない。

6) 家庭における調理実習

- 自分で調理したものを自分だけで食べる実習は、3密を避ける工夫をした上で実施できるものとする。ただし、グループで行う調理実習は、複数の生徒が調理したものが口に入るため、当面の間は実施しない。

7) 体育における運動

- 運動不足の児童生徒もいると考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行うとともに、生徒の怪我防止に留意する。
- マスクの着用は基本的に必要ない。ただし、感染が心配な生徒、気温が低くかつ運動の負荷が少ない場合は、その限りではない。
- 水泳の授業は、身を守る運動能力を育成する観点から重要と捉え、更衣室等の3密を回避するよう工夫して実施する。
- 運動する上で接触することがやむを得ない場合は、授業後の着替えはもちろん、清潔なタオルで汗を拭き、顔や手足を洗い、うがいするなど徹底させる。また、運動着は必ず持ち帰り洗濯させる。
- 適宜休憩して水分を補給させるなど、熱中症の対策を十分に行う。

3 中学校の給食指導・高校の食事に関するルール

- 給食前後の手洗い、歯磨き等を徹底させる。特に、配食を担当する給食当番は、作業前に念入りな手洗いをする。
- 配食の前に配膳台及び机上を清拭する。
- 配食は、給食当番などに限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「給食当番点検票」に記録する。
- 食事の際はマスクができないため、席を向かい合わせにせず、全員が前を向いて静かに食べるようにする。また、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

4 集会を行う上でのルール

- 全校生徒が体育館に集まる集会は当面の間実施せず、最大でも中学校単位、高校学年単位までとする。始業式や終業式など、全校で行う集会は放送を利用するなど工夫する。
- 集会は、できるだけ面積の広い体育館を利用し、清陵ホールを利用する場合は窓を開放し、座席を一席ずつ空けるなどして3密をつくらないよう工夫する。

5 運動部活動に関するルール

- 次のような感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。ただし、競技の特性があることを踏まえ、教育委員会や協会、連盟等から特別な指示がある場合は、それに従う。

- 部活動時間を、中学校は18:30まで、高校は19:00まで終了する。
- 競技によって接触することがやむを得ない場合は、それを禁じないが、練習の前後や合間、ミーティング等では、できるだけ3密を避けるようにする。
- 練習後には汗ふき、手洗い、うがい等を徹底させる。また、練習着は練習着やタオル等を毎日持ち帰らせ、洗濯するように指導する。
- 中学校は19:00まで、高校は19:30まで下校させる。

県内外との交流も可能な限り感染対策を行った上で通常の活動を行う。

直近の1週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重に検討する。

【県外での活動】

- 大会等への参加については、顧問等のみで決定するのではなく校長の責任の下、保護者の承諾を得た上で慎重に判断すること。なお、参加する場合には感染防止対策を徹底すること。
- 練習試合や遠征及び、県外の学校等を招いての活動など、他校との交流を行う場合は、対戦校が所在する都道府県のコロナ禍における部活動の方針等を踏まえた上で計画すること。

- なお、実施する場合には、校長の責任の下、保護者の承諾を得た上で、感染防止対策を徹底すること。
・帰県後は、1週間の健康観察期間を設けること。

【県内での活動】

- ・練習を行う際は、感染防止対策を徹底した上で、可能な限り時間短縮を検討するなどし、合理的な活動を心がけること。
- ・大会等への参加、県内校同士の練習試合や合同練習など、他校との交流を行う場合は、校長の責任の下、保護者の承諾を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

【補 足】

- ・会場への移動・食事・宿泊、更衣室や会議室の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染防止対策を講じること。
- ・県内外ともに、大会参加校の関係者等に感染者が確認された際は、主催者と参加校の間で十分に協議した上で、活動内容の変更や中止、参加の取りやめについて検討する。また、上記の活動に参加する場合は、保護者の同意を得ること。

6 文化部活動に関するルール

- ・練習は、「5 運動部活動を行う上でのルール」に準じて活動する。
- ・活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど実施方法を工夫し、互いに接近したミーティング等は避ける。
- ・吹奏楽部は、パートごとに時間差を設けての練習や、向かい合って練習しないなど、練習方法を工夫する。
- ・他校との合同練習、コンクール等への参加については、運動部活動と同様の取扱いとする。

7 各種行事の実施について

- ・生徒の主体性や人間力を育む重要な教育活動であることを踏まえ、次の観点を判断材料にしながら、可能な限り実施する方向で検討する。
 - ・教育効果や重要度は高いか、形骸化していないか
 - ・実施時期を変えられるか
 - ・感染リスクを下げるために規模を縮小したことで、十分な教育効果が期待できるか
- ・保護者の参加については、今後の状況を見ながらその都度判断する。参加させられない場合は、写真や動画を撮影して保護者が閲覧できるよう配慮する。

8 図書館の利用について

- ・3密を避けるよう指導しながら、可能な限り利用させる。
- ・図書館利用のリスク軽減のため、各学年に出張図書コーナーを設けて利用させる。

9 校外での活動について

- ・活動先の状況を十分把握し、安全を確認する。

- ① 活動先の感染状況や本人の健康状況を事前に十分確認すること。
- ② 感染防止の対策を徹底すること。
- ③ 県外に生徒本人が出向く場合、あるいは県外在住の親族等が自宅に来る場合は、自宅に到着した翌日から原則5日間自宅待機（平日の場合、「出席停止」扱い）とする。毎日の健康観察をした上で、体調に異常がなければ6日後から登校を認めるが、7日目まで行動歴・健康観察記録表に必要事項を記入し、登校後に担任に提出する。
ただし、本人がPCR検査を受けて陰性の結果が判明した場合は、その日から登校を認める。またその親族が来県前（4日以内）にPCR検査を受けて、陰性を証明することができる場合は、自宅待機は要しない。
同居する家族等が短期間県外に出向いた場合は、感染防止対策を徹底することで、自宅待機は要しない。
- ④ 職員も③に準ずる。
- ⑤ 直近の1週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重に検討する。
- ⑥ 上記①から⑤に関しては、保護者・生徒の理解、協力を得た上で実施する。

10 生徒、職員の体調管理と感染が疑われる症状が現れた場合の対応について

1) 生徒の体調管理

① 登校前

- ・毎朝、自宅で検温し、健康を確認した上で登校させる。
- ・家庭で、生徒本人や同居家族に発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等がある場合は無理に登校させず、「出席停止」扱いとする。

② 登校後

- ・朝のS H Rで生徒をしつかり観察し、気になる生徒には必ず声をかける。また、担任は健康観察シートに状況を記入する。
- ・不安を抱える生徒には面談はもちろん、カウンセラー等と緊密に連絡を取り合いながら組織的に対応する。
- ・登校後に、発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等の症状を訴えた生徒には、保護者に連絡して帰宅させる。すぐに帰宅できない場合は、保健室以外に定めた別室で待機させる。

2) 職員の体調管理

- ・生徒と同様に毎朝検温と健康確認をし、本人及び同居家族に発熱、のどの痛みや咳などの呼吸器症状、強いだるさ（倦怠感）、においや味がわからないなどの嗅覚・味覚異常等がある場合は無理に出勤せず、自宅待機する。この場合の服務の扱いは、「職務免除」とする。
- ・出勤後に同様の症状が現れた場合は、直ちに帰宅し、自宅待機する。

3) 症状の改善が見られない場合の対応

- ・生徒や職員に、風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いたり、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）が改善されない場合は、学校に連絡するとともに、帰国者・接触者相談センターに相談し、指示を受ける。
- ・学校は保健体育課に第一報を入れ、その後の指示を受ける。

4) 生徒や職員が感染者または濃厚接触者となった場合の対応

- ・生徒および職員が感染者または濃厚接触者になった場合、まずは保健体育課、高校教育課に第一報を入れる。
- ・生徒および職員は保健所の指示を受けて対応するが、生徒が学校を欠席する期間は「出席停止」扱い、職員が学校に出勤しない期間の服務の扱いは、教育委員会が別に定める規定に従う。
- ・生徒および職員が感染者になった場合は、教育委員会や保健所の指示を受けながら、学校としての対応を定める。また、感染者が学校に復帰する期日は、保健所、学校医、教育委員会の指示を受けて定める。

11 生徒の欠席の扱いについて

- ・これまで示したように、生徒が感染、濃厚接触、発熱や風邪症状、感染拡大地域での活動等の状況により欠席しなければならない場合は、すべて「出席停止」扱いとする。
- ・保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合は、話をよく聞き、学校の感染予防対策を十分説明した上で、それでも休ませたい意向であれば「出席停止」扱いとする。
- ・風邪症状以外の病気や精神的な体調不良など、新型コロナウィルス感染症によるものでない病気だと判断される場合は、「病気欠席」扱いとする。

12 保護者との連携

- ・本ガイドラインの内容について、通知や一斉メール、ホームページ等を通して、保護者に分かりやすく伝える。
- ・次の内容について、保護者に協力を願う。

- ・生徒に毎朝検温とともに、風邪症状がある場合は学校に連絡すること
- ・マスク、ハンカチ、ティッシュを生徒に毎日携行させること
- ・家族に感染者や濃厚接触者がいる場合は速やかに学校へ連絡すること
- ・登校後に、生徒に風邪症状があらわれた場合、保護者に連絡して帰宅させること
- ・家庭でも生徒の帰宅時の手洗い、うがいを徹底させ、外出する際は人混みを避けるなど

- の注意を喚起すること
- ・緊急メールに登録すること
 - ・臨時休業期間中にスマートフォン等の利用時間が増えていることが予想されるため、時間を決めて利用させること

13 来校者への対応

来校者を3つのカテゴリに分類し、当面の間、次のように対応する

A 本校の職員、生徒

- ・学校のすべての施設で活動できる。

B 保護者、給食・食堂の調理師、アルバム写真業者、県内の教材業者、県内の同窓会役員、学校評議員、指導主事や管理主事などの教育委員会職員、講演会講師、その他の学校関係者

- ・原則的に、立ち入ることのできる範囲を管理棟までとするが、生徒の出入りが多い職員室への入室はできるだけ避け、やむを得ず入室する必要がある場合は短時間で用件を済ませるようお願いする。
- ・学校評議員会や授業参観、アルバム写真撮影など、必要に応じて感染防止対策を講じた上で教室棟に立ち入ることを許可する場合もある。
- ・来校の際は、事務室の受付で検温し、記録するとともにマスクの着用を促す。体温が37.5℃以上ある場合は入校をお断りする。

C 求人企業、生徒募集に訪れる大学や専門学校、教育関係企業の職員、卒業生など、学校関係者以外の一般来校者

- ・原則的に職員玄関、中学校長室、応接室、会議室で対応するが、2週間以内にレベル3やレベル2の地域に出入りしていない方に限り、管理棟まで立ち入ることを許可する。
- ・レベル3の地域で生活している方の来校については、できるだけ電話やオンライン会議システム等のコミュニケーションツールで済ませるようにする。
- ・来校の際は、事務室の受付で検温し、記録するとともにマスクの着用を促す。体温が37.5℃以上ある場合は入校をお断りする。
- ・事前に連絡があることを確認し、面談を予定していた本校職員が玄関に出向いて対応する。連絡がない場合は入校をお断りする場合もある。

D 練習試合や学校行事等で訪れた他校生徒及びその保護者、教員等

- ・来校前に検温し、平熱であることを確認してから入校するとともにマスクを持参するよう事前に連絡する。体温が37.5℃以上ある方やマスクを持参しない方には入校をお断りする。
- ・入校できる施設やルートを限定し、それ以外の場所に立ち入らないよう注意を促す。

14 臨時休業の再開に備えて

いつ臨時休業が再開しても生徒の学習権を最大限保証できるよう、次の内容について全職員で準備しておく。

- ・生徒が一人でも学ぶことができるよう、「学び方」「主体性」を各教科を通して育成
- ・数ヶ月先まで見通した教材等の準備
- ・民間のオンライン学習支援サービスやテレビ会議システム等を利用したオンライン学習の方法に関する研究・研修及びICT機器の導入に関する予算措置の検討
- ・中学生への民間のオンライン学習支援サービスの導入の検討